

11・12面で一つの 記事になっています



令和7年度から適用される住民税(市民税・都民税)の主な税制改正

定額減税

令和7年度個人住民税について、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下で、令和6年12月31日現在、控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者を有する人に対して、1万円の定額減税を実施します。

※控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者とは、納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超でかつ、配偶者(国外居住者を除く)の合計所得金額が48万円以下の方

※令和6年度実施の定額減税とは異なります

住宅ローン控除(住宅借入金等特別税額控除)の拡充・延長

●子育て世帯および若者夫婦世帯における借入限度額の上乗せ

子育て世帯(19歳未満の子を有する世帯)または若者夫婦世帯(夫婦のいずれかが40歳未満の世帯)が令和6年に入居する場合には、令和4・5年入居の限度額が維持されます。

令和6年入居の場合

新築・買取再販住宅	認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)	ZEH 水準省 エネ住宅	省エネ 基準適合 住宅
【改正前】借入限度額	4,500万	3,500万	3,000万
【改正後】 借入限度額	子育て世帯	5,000万 (※)	4,500万 (※)
	それ以外	4,500万	3,000万

※令和4・5年入居の限度額と同額

●新築住宅の床面積要件を緩和

新築住宅の床面積要件を40平方メートル以上に緩和する措置(合計所得金額1,000万円以下の年分に限る)について、建築確認の期限が令和6年12月31日(改正前：令和5年12月31日)までに延長されます。

※令和6年1月以降に建築確認を受けた新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は「住宅ローン控除」を受けられません。

詳細は、国土交通省 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html 参照

税制改正の詳細は、市公式ホームページをご覧ください [1013457](https://www.tamaki.or.jp)



よくある質問

- Q：市役所で確定申告書をもったり、書き方は教えてもらえますか？
- A：市役所で確定申告書の配布や書き方の指導はできません。確定申告については日野税務署にお問い合わせください。
- Q：年金収入のみで暮らしていますが、申告は必要ですか？
- A：基本的に申告は不要ですが、400万円以上の年金収入やその他の所得が20万円を超える場合には確定申告が必要です。また、公的年金などの源泉徴収票に記載されていない各種控除(医療費控除など)を追加したい場合や、年金の他に20万円以下の所得がある場合に

は住民税の申告が必要です。

Q：昨年中は収入がなかったのですが、申告の必要はありますか？

A：市外に居住する親族の税法上の扶養になっている方や、誰の扶養にもなっていない方は申告が必要です。申告が必要な方が申告をしなかった場合、課税(非課税)証明書の発行ができない他、各種軽減・給付金審査などができなくなります。

その他のよくある質問は市公式ホームページをご覧ください



日野税務署からのお知らせ 所得税・贈与税などの確定申告について

☎確定申告について = 日野税務署 ☎042(585)5661 (自動音声)

確定申告はe-Taxで！

スマートフォンやパソコンで、国税庁ホームページから所得税などの申告書を作成し、マイナンバーカードを利用してオンラインで提出できます。



確定申告書等作成コーナーはこちら

確定申告書等作成コーナーの入力方法は動画でチェック▶



確定申告書の郵送提出先は日野税務署ではありません

送付先 〒183-8510府中市本町4-2 東京国税局業務センター武蔵府中分室(日野税務署)宛 **備考**送付先への直接持ち込み不可

作成済み確定申告書は市役所でも提出できます

確定申告書の市役所での受け付けは投函箱による提出のみです。提出の際は、申告書と添付書類を、氏名・住所を記した封筒

申告書作成会場を開設します

📅 2月17日(月)～3月17日(月)[土・日曜日、祝日を除く。ただし、3月2日(日)は開場]

🕒 受付時間 午前8時30分(相談は午前9時)～午後4時(提出は午後5時) 📍 日野税務署(日野市万願寺6-36-2) **対象税目** 所得税、復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税、地方消費税 **備考** 入場整理券は、国税庁公式LINEアカウントから事前に入手できる他、当日会場でも配布。配布状況により受け付けを早く締め切る場合あり。開設期間中は駐車場使用不可。公共交通機関を要利用。詳細は、国税庁 <https://www.nta.go.jp> 参照



入場整理券事前発行はこちら▶

に入れて封をした上で、投函箱に提出してください。

備考 税務署の運用変更により、申告書の控えは税務署の收受印なし。市役所で確定申告書の配布はなし **ID**1009645

投函箱の設置期間	受付時間	場所
2/17(月)～3/17(月)の平日 ※3/2(日)は設置	9:00～16:00	市役所西第1～3会議室
2/17(月)～3/17(月)の開所日	8:30～17:00	聖蹟桜ヶ丘駅・多摩センター駅各出張所

※聖蹟桜ヶ丘駅出張所は土曜日・祝日を除く

※多摩センター駅出張所は日曜日・祝日を除く。2月20日(木)は臨時閉所

個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です

個人住民税の寄附金税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先・寄附金額などを記載し、領収書などを添付の上、税務署に申告する必要があります。なお、所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの市町村に住民税申告を行ってください。

備考 詳細は、東京都主税局 <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/> 参照または要問い合わせ ☎寄附金税額控除について = 東京都主税局課税部課税指導課 ☎03(5388)2969、具体的な税額などについて = 市役所課税課 ☎(338)6821

市内個人事業者の方へ 青色申告決算書・ 消費税申告・ 定額減税個別指導会

📅 2月10日(月)・14日(金)・18日(火)・20日(木)・26日(水)・28日(金) **対象** 個人事業者 **定** 各30人(申し込み先着順) **講師** 経営指導員 **持ち物** 税務署より送付された書類、決算書、マイナンバーなど **備考** 贈与税に関するご相談や分離課税、譲渡などを含むご相談は対象外。詳細は、多摩商工会議所 <https://www.tamacci.or.jp> 参照 **ID**1016433 **申** 間場 **主** 催 電話で、多摩商工会議所(関戸1-1-5) ☎(375)1211へ

